

花火大会協賛金報告

皆さんのご協力により「藤岡市制施行65周年記念花火大会」が開催されました。頂いた協賛金額は次のとおりです。ご協力ありがとうございました。

協賛金 ▽区長会を通じて各世帯にご協力いただいた協賛金44万3535円▽市内事業所・各種団体、記念花火などご協力いただいた協賛金1888万4465円▽合計2332万8000円

問い合わせ 市制施行65周年記念花火大会実行委員会事務局(商工観光課内)☎2317・藤岡商工会議所(☎221230)

市庁用車の売却



売却対象車 三菱パジェロ

その他 プレミアム付商品券の対象と思われる人は福祉課または子ども課に確認してください

問い合わせ 福祉課(☎402297)・子ども課(☎402286)

困ったらひとりで悩まず 行政相談

10月7日(月)～13日(日)は行政相談週間です。行政相談委員は、国の仕事に関する苦情などの相談を受け、助言や関係行政機関に対する通知などを行っています。相談は無料で秘密は厳守されます。

本市の行政相談委員は新井和子さん、吉田賢治さん、金澤正さんです。

10月の行政相談日

相談日・会場 ▽9日(水)・16日(水) 市役所市民相談室▽17日(木) 鬼石公民館

時間 午後2時～4時

その他 総務省行政相談センターきくみみ行政苦情110番(☎0570・090・110)

問い合わせ 地域づくり課(☎402211)

ア(平成13年6月初度登録、ガソリン車)

売却車公開期間 10月1日(火)～10月15日(火)(土・日曜日・祝日を除く)

入札参加資格 次の全てを満たす人・法人▽平成31年1月1日現在、本市に住所を有する20歳以上の人または市内に本社か営業所がある法人▽市税を滞納していない▽地方自治法の欠格事項に該当しない

※詳しくは案内書で確認してください

案内書配布 売却車公開期間中に財政課で配布。市ホームページからもダウンロードできます

申し込み・問い合わせ 売却車公開期間中に財政課(☎402213)へ

不正軽油は犯罪です

10月は不正軽油撲滅強化月間です。不正軽油とは、軽油に灯油や重油を混ぜながら軽油と称して販売・使用される燃料のことです。

罰則対象 ▽不正軽油を製造・販売・使用している人▽不正軽油に使用されることを知り

前橋矯正展

犯罪者や非行少年に対する理解を深め、改善生および円滑な社会復帰を推進するための矯正展を開催します。

日時 10月19日(土)午前9時～午後3時

会場 前橋刑務所(前橋市南町)

内容 ▽矯正施設の現状を紹介する写真パネルなどの展示▽所内見学▽コンピューターによる性格検査▽前橋地区更生保護女性会によるバザー▽刑務所作業製品などの展示即売会▽ちびっこ刑務官撮影会(子どもサイズ刑務官制服着用による記念撮影)▽マーチングバンド演奏会

入場料 無料

問い合わせ 前橋刑務所(☎027・223・3024)

特定計量器定期検査

商品の取引や証明用に使用されている「はかり」は、2年に1度の定期検査が義務付けられています。

日時・会場 表1のとおり
対象 ▽商店・工場などで取

ながら材料を提供・運搬した人▽製造する場所を提供した人

問い合わせ 前橋行政県税事務所(☎027・231・2801)・税務課(☎402803)

個別労働紛争処理制度

解雇・雇止め・配置転換・懲戒処分・パワハラなどの労働に関する紛争について、経験豊かなあつせん員が労働者個人と事業主の間に立って、話し合いによる解決をサポートします。

対象 県内事業所の労働者・事業主

問い合わせ 県労働委員会事務局(☎027・226・2783)・商工観光課(☎402318)

廃タイヤなどの持ち込み回収



清掃センターでは通常搬入のできない廃タイヤ・LPガ

スポンベ・消火器などの回収を行います。希望者は直接清掃センターまで持ってきてください。

日時 10月27日(日)午前8時30分～正午(雨天決行)

回収場所 清掃センター

回収品目・費用

回収品目	費用	
廃タイヤ1本(ホイール付きは別途200円)	13インチまで	200円
	14インチ以上	300円～
LPガスボンベ	無料	
消火器	10型まで	1,000円
	20型まで	1,200円
廃バッテリー(常時受け入れ)	無料	

対象 市内の一般家庭

その他 ▽事業所などで発生した物は持ち込めません。産業廃棄物扱いとなります▽収集所へは絶対に出さないでください▽廃タイヤ・消火器の処理費は有料となります

問い合わせ 清掃センター(☎8305)

プレミアム付商品券販売

消費税率の引き上げが低所得者・子育て世帯の消費に与える影響を緩和するため、プレミアム付商品券を販売します。

対象 ▽平成31年1月1日現在、本市に住居登録がある住民税非課税の人▽平成28年4月2日～令和元年9月30日に生まれた子どもが属する世帯の世帯主

価格 1セット4000円(購入価格)+1000円(プレミアム分)

※対象者1人につき最大5セットまで購入できます

購入方法 10月1日(火)～令和2年2月28日(金)午前9時～午後5時にプレミアム付商品券購入引換券・購入代金・本人確認書類を持って市内郵便局(上日野簡易郵便局は除く)へ

※代理人が購入する場合は、対象者および代理人の本人確認書類が必要です

使用期間 10月1日(火)～令和2年2月29日(土)

取扱店舗 市ホームページをご覧ください

都市計画変更原案の閲覧と公聴会

東平井工業団地第二期地区の都市計画の変更原案がまとまりました。

都市計画原案 ▽県原案Ⅱ藤岡都市計画区域区分の変更市街化調整区域から市街化区域への編入)▽市原案Ⅱ藤岡都市計画用途地域の変更(工業専用地域への編入)・藤岡都市計画緑地の変更(東平井緑地の追加)・藤岡都市計画土地区画整理事業の変更(東平井打越地区の追加)・藤岡都市計画地区計画の変更(地区計画の追加)

原案の閲覧

日時 10月11日(金)～25日(金)(土・日曜日、祝日を除く)午前8時30分～午後5時15分

場所 ▽県原案Ⅱ県都市計画課・藤岡土木事務所・市都市計画課▽市原案Ⅱ市都市計画課

公聴会(区域区分・用途地域緑地・区画整理について)

日時 11月13日(水)午後2時～

会場 市役所東庁舎大会議室
内容 公述人の意見発表

意見書の提出(地区計画について)

提出方法 意見のある土地所有者などは10月28日(月)～11月1日(金)に意見書(書式不問)に住所・氏名・意見を記載し、直接または郵送で市都市計画課へ提出できます

問い合わせ ▽市原案Ⅱ市都市計画課(☎402824)▽県原案Ⅱ県都市計画課(☎027・226・3656)